

「仏暦 2552 年・租税免除についての 国税法典の内容に基づき制定する勅 令（第 482 号）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

租税免除についての勅令

- 仏暦 2 5 5 2 年・租税免除についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第 4 8 2 号）

（前文省略）

第一条

本勅令を「仏暦 2 5 5 2 年・租税免除についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第 4 8 2 号）」と呼ぶ。

第二条

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。〔官報公示日は二〇〇九年五月一八日〕

第三条

会社または法人パートナーシップに対し、会社または法人パートナーシップが被雇用者向けに開催した国内での研修セミナーにおけるセミナールーム代及び宿泊代として支払った支出の一〇〇%について、仏暦二五五二年一月一日を含む会計期一期において、国税法典の第二編第三章第三節に基づく所得税を免除する。ここに局長が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第四条

財務大臣を本勅令の主務大臣とする。

- 仏暦 2 5 5 2 年・租税免除についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第 4 8 7 号）

（前文省略）

第一条

本勅令を「仏暦 2 5 5 2 年・租税免除についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第 4 8 7 号）」と呼ぶ。

第二条

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。〔官報公示日は二〇〇九年五月一八日〕

第三条

以下の者に対し、省エネルギー効果を有する資材、機器または機械種（輸送機械及び輸送機械に使う資材、機器または機械は含まない）の資産取得のための費用として支払われた所得について、その費用の二五%の額において、国税法典の第二編第三章第三節及び第三節に基づく所得税を免除する。

（一）自然人。国税法典の第四八条（一）に基づき所得税を納めなければならない国税法典の第四〇条（五）（六）（七）または（八）に基づき査定される所得部分について。

（二）株式会社。

（三）公開株式会社。

（四）法人パートナーシップ。

第一段に基づく費用は、本勅令の施行日から仏暦二五五三年（西暦二〇一〇年）一月三十一日までに支出されなければならない。ここに局長が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第四条

第三条に基づく省エネルギー効果を有する資材、機器または機械種の資産は、これまで使われたことがなく、本勅令の施行日から仏暦二五五三年一月三十一日までに購入され、目的に従って使用できる状態にある資産でなければならず、仏暦二五五三年一月三十一日までに省エネルギー効果を有する資材、機器または機械であることを代替エネルギー・エネルギー保全局から保証を得るとともに、以下の禁止態様にあってはならない。

（一）エネルギー保全面での投資奨励のため直接、間接的に官公庁から特典を受けた、または特典申請の審査中である資産である。

（二）投資奨励法に基づく法人所得税免除を全面的にまたは部分的に受けた事業で使用する資産である。

（三）仏暦二五三九年租税免除についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第297号）に基づく国の機関または民間に対する技術研究及び開発のための雇用費として支出された費用から生じた資産である。

（四）国税法典の第六五条の三（五）に基づく費用から生じ、仏暦二五四九年租税免除についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第460号）の第三条（一）に基づき所得税免除を受けた資産である。

（五）事業で使用する古い機械の代替で購入した機械で、仏暦二五四九年租税免除についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第460号）の第三条（二）に基づき所得税免除を受けた資産である。

第五条

第三条に基づく省エネルギー効果を有する資材、機器または機械種の資産は、その資産

が目的に沿って使用できる状態にある日から五年以上の期間でメンテナンス費計上及び減価償却しなければならない

第六条

財務大臣を本勅令の主務大臣とする。

(おわり)